

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

## 「労働者定年退職金条例」最新改正内容（二）

※朱色部分は改正部分

条文番号	改正前(2016.11.01)	改正内容(2019.4.26)
第 28 条	<p>労働者、遺族又は指定受給者が、定年退職金の受給を申請する場合、申請書に関連書類を添え劳保局に受給の申請を行わなければならない。関連書類の内容及び受給申請手続きは、劳保局の定めによる。(第 1 項)</p> <p>受給手続きが終わり、審査の結果、月払いの定年退職金の支給となった場合、申請書受理の翌月から四半期毎に支給しなければならない。一時払いの定年退職金の場合、申請書受理の期日から 30 日以内に支給しなければならない。(第 2 項)</p> <p>労働者、遺族又は指定受給者が受給する定年退職金の精算基準は、中央主務機関の定めによる。(第 3 項)</p> <p>第 1 項の定年退職金の請求権は、受給の申請ができる日から起算して、5 年間行使しないことで消滅する。(第 4 項)</p>	<p>労働者、遺族又は指定受給者が、定年退職金の受給を申請する場合、申請書に関連書類を添え劳保局に受給の申請を行わなければならない。関連書類の内容及び受給申請手続きは、劳保局の定めによる。(第 1 項)</p> <p>受給手続きが終わり、審査の結果、月払いの定年退職金の支給となった場合、申請書受理の翌月から四半期毎に支給しなければならない。一時払いの定年退職金の場合、申請書受理の期日から 30 日以内に支給しなければならない。(第 2 項)</p> <p>労働者、遺族又は指定受給者が受給する定年退職金の精算基準は、中央主務機関の定めによる。(第 3 項)</p> <p>第 1 項の<b>労働者遺族もしくは指定受給人の定年退職金への請求権</b>について、受給できる日から起算し、<b>10 年間</b>行使しないことで消滅する。(第 4 項)</p>
第 29 条	<p>労働者の定年退職金及び労働者定年退職金受給申請の権利は、譲渡、差押、相殺又は担保に供してはならない。(第 1 項)</p> <p>労働者がこの条例規定に基づき毎月退職金の受給を申請する者は、劳保局からの発行された証明書類を揃え、毎月振込まれる退職金用に、金融機関にて専用口座を開設しなければならない。(第 2 項)</p>	<p>労働者の定年退職金及び労働者定年退職金受給申請の権利は、譲渡、差押、相殺又は担保に供してはならない。(第 1 項)</p> <p>労働者がこの条例規定に基づき<b>退職金</b>の受給を申請する者は、劳保局からの発行された証明書類を揃え、<b>振込まれる退職金用に</b>、金融機関にて専用口座を開設しなければならない。(第 2 項)</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	前項の専用口座の貯蓄に対し、相殺、差押え、担保又は強制執行の対象物として設けてはならない。(第3項)	前項の専用口座の貯蓄に対し、相殺、差押え、担保又は強制執行の対象物として設けてはならない。(第3項)
<b>第33条</b>	<p>労働者定年退職基金は、労働者定年退職金の支給及び投資運用として使われる以外に、差押たり、担保に供したり又はその他用途に用いることはできない。その管理、運用及び利益分配の規定については、中央主務機関が草案し、行政院に決定するように求める。(第1項)</p> <p>労働者定年退職基金の経営及び運用について、監理委員会は金融機構に委託することができる。委託する経営の規定、範囲及び経費については、監理委員会が草案し、中央主務機関に決定するように求める。(第2項)</p>	<p>労働者定年退職基金は、労働者定年退職金の支給及び投資運用として使われる以外に、差押たり、担保に供したり又はその他用途に用いることはできない。その管理、運用及び利益分配の規定については、中央主務機関が草案し、行政院に決定するように求める。(第1項)</p> <p>労働者定年退職基金の<b>管理</b>、経営及び運用について、<b>労働部労働基金運用局</b>(以下「<b>基金運用局</b>」)により取り扱う。当該<b>基金の経営及び運用は、基金運用局は金融機構に委託することができる</b>。委託する経営の規定、範囲及び経費については、<b>基金運用局</b>が草案し、中央主務機関に決定するように求める。(第2項)</p>
<b>第34条</b>	<p>劳保局は、労働者定年退職金及び労働者定年退職基金の財務収支に関して、個別に口座を設け、同局が取り扱うその他業務と分別し処理しなければならない。関連する会計報告及び年度決算は、関連法令規定に基づき取扱い、監理委員会の査定を受けなければならない。(第1項)</p> <p>労働者定年退職基金の収支、運用及びその積立金額について、毎月、監理委員会の審議に提出し、中央主務機関に届出なければならない。中央主務機関は毎年これを公告しなければならない。(第2項)</p>	<p><b>劳保局と基金運用局</b>は、労働者定年退職金及び労働者定年退職基金の財務収支に関して、個別に口座を設け、同局が取り扱うその他業務と分別し処理しなければならない。関連する会計報告及び年度決算は、関連法令規定に基づき取扱い、<b>基金運用局</b>により<b>管理され、中央主務機関の審査を受けなければならない</b>。(第1項)</p> <p>労働者定年退職基金の収支、運用とその積立金額<b>及び財務報告表</b>について、毎月、<b>基金運用局は中央主務機関に届出なければならない</b>。中央主務機関は毎年これを公告しなければならない。(第2項)</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

<p><b>第 41 条</b></p>	<p>労働者定年退職基金運用の委託を受けた金融機構が、その運用に対する意図的な干渉、操縦、指示又は、その他労働者の利益に損失を与える事由があることを発見したものは、監理委員会に通知しなければならない。措置の必要性があると監理委員会が判断した場合、直ちに中央主務機関に必要な措置をとるよう通知しなければならない。</p>	<p>労働者定年退職基金運用の委託を受けた金融機構が、その運用に対する意図的な干渉、操作、指示又は、その他労働者の利益に損失を与える事由があることを発見した場合、基金運用局に通知しなければならない。措置の必要性があると基金運用局が判断した場合、直ちに中央主務機関に必要な措置をとるよう通知しなければならない</p>
<p><b>第 42 条</b></p>	<p>主務機関、監理委員会、劳保局、委託を受けた金融機構及びその他関連機関、その団体に所属する人員は、業務処理上の秘密を対外に公表したり、又は不法な利益を受けてはならないほか、労働者及び使用者にとって最大の経済利益を得れるよう、善良なる管理人としての忠誠義務を果さなければならない。</p>	<p>主務機関、劳保局、基金運用局、委託を受けた金融機構及びその他関連機関、その団体に所属する人員は、業務処理上の秘密を対外に公表したり、又は不法な利益を受けてはならず、基金にとって最大の効果と利益を得れるよう、善良なる管理人としての忠誠義務を果さなければならない。</p>
<p><b>第 43 条</b></p>	<p>監理委員会及び劳保局が本条例規定の行政の実施及び施行に必要とする費用については、中央主務機関が予算を編成する。</p>	<p>劳保局及び基金運用局は本条例規定の行政の施行に必要とする費用について、予算を編成しなければならない。</p>
<p><b>第 44 条</b></p>	<p>劳保局が本条例規定の業務を行うことに伴う一切の帳簿、領収書及び業務収支は何れも免税とする。</p>	<p>劳保局及び基金運用局が本条例規定の業務を行うことに伴う一切の帳簿、領収書及び業務収支は何れも免税とする。</p>
<p><b>第 45-1 条 (追加)</b></p>		<p>使用者が次に掲げる各号の事由のいずれかを有する者は、新台幣ドル 30 万元以上、150 万元以下の過料を科し、及び給付期間を経てまだ給付していない場合、次に掲げる処罰を処する。</p> <p>1. 第 11 条第 2 項もしくは第 12 条第 1 項、第 2 項の規定における給与基準もしくは期限に違反。</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

		2. 第 39 条より、第 11 条第 2 項もしくは第 12 条第 1 項、第 2 項の規定に基づ給付及び基準もしくは期限の準用に違反。
<b>第 47 条 (削除)</b>	使用者が第 11 条第 2 項、第 12 条第 1 項、第 2 項又は第 39 条に規定する給付基準及び期限に違反した場合、25 万元以下の過料を科す。	
<b>第 50 条</b>	使用者が第 13 条第 1 項の規定に違反し、労働者定年退職金を毎月拠出しなかった場合、2 万元以上 30 万元以下の過料を科し、毎月連続で処罰する。労働基準法第 79 条第 1 号の過料規定は適用しない。(第 1 項) 主務機関が前項の行うべき執行を執行しなかった場合、公務員考績法の関連処罰規定に基づき行うものとする。(第 2 項) 第 1 項で徴収した過料は、労働基準法第 56 条第 2 項の労働者定年退職基金に組入れる。(第 3 項)	使用者が第 13 条第 1 項の規定に違反し、労働者定年退職金を毎月拠出しなかった場合、2 万元以上 30 万元以下の過料を科し、毎月連続で処罰する。 <b>労働基準法の過料規定は適用しない。</b> (第 1 項) 主務機関が前項の行うべき執行を執行しなかった場合、公務員考績法の関連処罰規定に基づき行うものとする。(第 2 項) 第 1 項で徴収した過料は、労働基準法第 56 条 <b>第 3 項</b> の労働者定年退職基金に組入れる。(第 3 項)
<b>第 53 条</b>	使用者が第 14 条第 1 項、第 19 条第 1 項または第 20 条第 2 項の規定に違反し、時間通りに退職金を拠出せず、もしくは納付金額に達していない者は、期限が満了した翌日から納付済の一日前までとする。一日毎に超えると拠出すべき金額 3%とする徴収される滞納金を科し、拠出すべき金額の一倍までとする。(第 1 項) 前項使用者が退職金を拠出せず、支払い期限までに納付していない場合、法律に基づき強制執行に移送する。使用者が不服する者は、行政救済を提起することができる。	使用者が第 14 条第 1 項、第 19 条第 1 項または第 20 条第 2 項の規定に違反し、時間通りに退職金を拠出せず、もしくは納付金額に達していない者は、期限が満了した翌日から納付済の一日前までとする。一日毎に超えると拠出すべき金額 3%とする徴収される滞納金を科し、拠出すべき金額の一倍までとする。(第 1 項) 前項使用者が退職金を拠出せず、劳保局の支払期限までに納付していない場合、 <b>期限超過</b> しても未納の場合、法律に基づき <b>行政執行</b> に移送する。使用者が不服する者は、行政救済を提起することができる。(第 2

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>(第2項)</p> <p>使用者が第36条及び第39条の規定に違反し、時間通りに保険費用を拠出せず、もしくは納付金額に達していない者は、負担金額と同額の過料を科し、及び改正まで毎月処罰する。(第3項)</p> <p>第1項と第2項の規定は、中華民國94年7月1日から効力を生ずる。(第4項)</p>	<p>項)</p> <p>使用者が第36条及び第39条の規定に違反し、時間通りに保険費用を拠出せず、もしくは納付金額に達していない者は、負担金額と同額の過料を科し、及び改正まで毎月処罰する。(第3項)</p> <p>第1項と第2項の規定は、中華民國94年7月1日から効力を生ずる。(第4項)</p>
<p><b>第53-1条 (追加)</b></p>		<p>使用者が本条例に違反し、主務機関もしくは劳保局により過料もしくは滞納金を処せられた場合、当該事業機関もしくは事業主の名称、責任者の名前、処分期日、違反した条文及び処分金額を公布しなければならない。労働者定年退職金基金機関の運用を委託された機関も第45条の規定に基き、過料を処せられた者も同様である。</p>
<p><b>第54条</b></p>	<p>本条例に基づき徴収される滞納金及び科される罰金につき、処分を受けた者は、通知を受領した日から30日以内に納付しなければならず、期限内に納付しなかった場合、法に基づき強制執行に移送する。(第1項)</p> <p>第39条で定める年金保険の過料処分及び強制執行業務は、劳保局に処理を委託する。(第2項)</p>	<p>本条例に基づき徴収される滞納金及び科される罰金につき、処分を受けた者は、通知を受領した日から30日以内に納付しなければならず、期限内に納付しなかった場合、法に基づき行政執行に移送する。(第1項)</p> <p>第39条で定める年金保険の過料処分及び行政移送は、劳保局に処理を委託する。(第2項)</p>
<p><b>第54-1条 (追加)</b></p>		<p>使用者が本条例の規定に基づき定年退職金もしくは滞納金を納付せず、且つ支払不能もしくは債務超過の場合について、当該代表人もしくは担当者が当該弁済責任を負うものとする。(第1項)</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

		前項代表人もしくは担当者は劳保局が制限した期日までに納付しなかった場合、法に基づき行政執行に移送する。(第2項)
第56-1条 (追加)		劳保局は、使用者が本条例の規定に基づき定年退職金及び滞納金を納付していなかった場合、普通債権として優先的弁済するものとする。
第56-2条 (追加)		労働者定年退職金は次に掲げる規定を適用しない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公司法に関する清算会社の債務弁済への免責規定</li> <li>2. 消費者債務整理条例に関する清算される債務への免責規定</li> <li>3. 破産法に関する破産における債務への免責規定</li> </ol>
第56-3条 (追加)		劳保局が労働者定年退職金業務を行うために必要な資料は、関連する機関の資料提供を要請することができる。各機関は拒否してはならない。(第1項)  劳保局は前項の規定により取得した資料について、善良なる管理人としての注意義務を果たさなければならない。関連する資料の保有、処理及び利用等の事項に関しては、個人情報保護法の定めるところによる。(第2項)

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。